

# 会 議 録

## 1 会議名

平成30年度 第12回頸城区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### (1) 協議事項（公開）

○地域を元気にするために必要な提案事業について

### (2) 報告事項（公開）

○南川保育園における3歳未満児保育の再開について（進捗報告）

### (3) その他（公開）

○平成31年度頸城区地域活動支援事業の採択方針について

## 3 開催日時

平成31年2月27日（水）午後6時30分から午後7時38分まで

## 4 開催場所

頸城コミュニティプラザ 2階 203会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：井部辰男（会長）、関川正平（副会長）、石野敏、上村閨一、笠原昇治、佐藤学、佐野喜治、西巻肇、芳賀芳明、橋本博太、船木貴幸、山本光夫、山本誠信、横山一雄（委員16人中14人出席）
- ・ 自治・地域振興課：佐藤課長、廣川係長
- ・ 観光振興課：新部室長、小暮主任
- ・ 農村振興課：桐木課長、内山係長
- ・ 農林水産整備課：保倉副課長、尾地係長
- ・ 環境保全課：井守副課長
- ・ 保育課：小山副課長、倉石係長、高橋主事
- ・ 事務局：頸城区総合事務所 橋立所長、石野次長、八幡市民生活・福祉グループ長、

稲田教育・文化グループ長、総務・地域振興グループ村山班長、山本班長、  
田中主査、古川主任

(以下グループ長はG長と表記)

## 8 発言の内容

### 【石野次長】

- ・会議の開催を宣言

### 【井部会長】

- ・挨拶

### 【石野次長】

- ・滝本委員、望月委員の欠席を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：山本光夫委員、山本誠信委員に依頼

### 【井部会長】

協議事項「地域を元気にするために必要な提案事業について」

(自治・地域振興課佐藤課長、廣川係長、観光振興課新部室長、小暮主任、農村振興課桐木課長、内山係長、農林水産整備課保倉副課長、尾地係長、環境保全課井守副課長入室)

### 【自治・地域振興課佐藤課長】

- ・資料No.1について説明

### 【井部会長】

委員に質疑等を求める。

### 【船木委員】

③の「4 大池・小池の釣り、並びにキャンプ場利用の有料化と管理事務所の設置」について、今後関係諸団体と協議ということだが、これはいっぺんに開放というわけにいかないのか。

### 【観光振興課新部室長】

今一度、質問の趣旨をお聞かせいただきたい。

### 【船木委員】

①、②については、新年度予算計上ということと理解したが、③についてはまだ協

議が必要な段階なのか。釣りの開放については実際にやっている人もいる。

**【観光振興課新部室長】**

釣りに関しては、用水の管理は市でないため土地改良区との協議が必要になると思う。キャンプ場の有料化、管理事務所の設置についても体制作りや具体的な手法について協議が必要と考えている。

**【船木委員】**

土地改良区が絡んでいるのは理解しているが、開放という話は去年からずっと進んでいるわけで、実際開放できるのかできないのかという話はまだ市と土地改良区はしていないのか。

**【井部会長】**

土地改良区が釣りについて今禁止という看板を立てている。ところが看板が壊され、釣っている状況。これから事業主体を作っていくわけなので、その事業主体を含めて土地改良区と協議をして、その時には市の方も一緒になって協議の土俵に乗ってもらうようにしていったらどうかと思う。

他に質疑等を求める。

**【笠原委員】**

①、②は今後計画に沿って予算化するという事で理解できるが、③の「1 ビジターセンターの観光施設としての利用促進」は、これは何か縛りがあって簡単に利活用ができない施設でもあるように聞いている。今後の進め方に支障がないのか。

**【農村振興課桐木課長】**

12月25日の地域協議会で、ビジターセンターの方針を説明させていただいた。ビジターセンターの設置された目的は、環境学習ということで作られている。財政的な問題とか環境学習の問題の中で31年度をもって普通財産化する。つまり条例で縛っていた環境学習という冠を外すわけで、今後は③で示したように本来であれば用途として何も色を付けない使い方をしていくということである。

今後は普通財産として用途を設けないけれども、観光という提案も受けているので、今後は協議会の皆さんとリーダーを集めて考えなければいけない。そういう意味でも③の答えとしては、今後は条例が廃止されるので皆さんの意に沿った形に向かうのでやりやすくなると思う。

**【井部会長】**

前回の説明の時はそういう目的だが、縛りはないという話だった。31年もそれはそれでいいのか。

**【農村振興課桐木課長】**

そうである。

**【西巻委員】**

今NPO法人が管理をしているが、来年度以降のNPO法人との関わりは今の段階で決まっていたら教えていただきたい。

**【農村振興課桐木課長】**

ビジターセンターは、指定管理制度の中で指定管理料を支払いしているという所だけのお付き合いであり、例えば何かの委託事業をお願いしているというのは農村振興課ではない。

**【西巻委員】**

農村振興課からの委託ということで、例えば他の課が何か委託事業をすればそういう道も可能だという含みのある話か。

**【観光振興課新部室長】**

ビジターセンターは31年度をもって用途を廃止することで、来年一年間は現在のNPO法人に指定管理を出すということが決まっている。32年度以降は今、白紙の状態の中で頸城区から地域を元気にするために必要な提案事業として、観光施設としての利活用を提案いただいているわけで、32年度の施設の利活用に向けて今後また皆さんとどういう方法がいいのかという所を協議させていただきたい。

**【井部会長】**

他に質疑等を求める。

**【上村委員】**

各区の地域協議会からこういう要望が出た時に、どう内部で処理をしていくかというマニュアルがあるのか。この文面の中段の地域協議会で提案したのは望ましいと評価をされているが、私どもはいろんな検討をしながら妥当だということで提案したわけで、これを見ると今更という気がしている。

③は、地域協議会で継続審議をなさいということなのか。

## 【自治・地域振興課佐藤課長】

元気事業は、今まで2件しか事例がないので特にマニュアルの詳細というのは設けていない。委員の手引きの中で元気事業というのはこういうことをするというものがある。

自主審議の意見書と元気が出る事業の提案書で、一番大きな違いというのは地域の皆さんが関わるかどうか。

②で地域を元気にするために必要な提案事業の協議スタートとあるが、4つほどポイントが書かれていて、こういう項目について地域協議会の中で議論を重ねた上で提案をいただくというようなもの。その考え方の理由は単なる市に対する要望ではないということで、地域として何ができるのかを協議会の中で十分議論していただくことである。

今回は住民の皆さんと意見交換を重ねながら協議会の皆さんが議論して市にご提案をいただいた。ただこの4項目についてはまだ十分ではないので、そこをこれから議論していくことが必要である。

ただ実施主体に協議会がなれるかというのと、やはり協議会は議論する場であって実施主体になれない。ただ実施主体になる人たちに対して、働きかけをしなければいけない。それが右側の矢印の地域への働きかけと書いてあるが、これは協議会の皆さんが一生懸命議論されて熱い思いを持って提案されてきたことなので、やはり地域の皆さんにお返しをしていかなければいけないと思う。

その取り組みをしていただいた上で、実施主体となるような団体について皆さんも一緒になって作って行きましょうというのがこれからの段階ではないかと思う。先ほどの回答の③に、これからの運営主体となるような団体を作っていく所について、もう少し議論をしていかなければいけない。その中には当然私たち市も関わっていくという意味でこういう整理をさせていただいた。

## 【上村委員】

この6項目については全て頸城区観光協会が主体になってやるという経過はお分かりだと思う。地域協議会は、現場に出てどうこうできないが橋渡しぐらいはする。一番困るのは平成31年度をもって用途廃止されるが、31年度が終わってから改めてやろうというのと継続できないので、そのへんのことは摺り合わせをしながらやらな

ければいけない。

**【関川副会長】**

①の予算計上済みという所で駐車場と書かれているが、土地改良区の土地と聞いているが具体的にどういう駐車場にするかという相談をされているのか。

②についても当然小池周辺の桜の整備ということになると、桜の木の環境の関係で多少木も伐採しなくてはいけないというのも出てくる。そこも土地改良区との相談になるわけで市として①、②について、どの辺まで特に土地改良区との間で話をされているのか。

**【観光振興課新部室長】**

具体的な話はこれからである。まず、皆さんには体制づくりを進めていただきたい。②の「3 小池周辺の桜の整備」については、地域の元気が出る事業を引き受けていただける団体へ業務をお願いしたい。

そちらの団体と実際の作業の進め方等も詳細を詰めなければならないので、併せて土地改良区との協議が必要となればその都度協議していきたい。

**【関川副会長】**

今のお話では、①、②についても土地改良区とまだ具体的に話はされていないという解釈でよろしいか。

**【観光振興課新部室長】**

そのとおりである。

**【笠原委員】**

ビジターセンターの活用については、今どのような縛りがあるかわからないが、それ以外の事は一切してはいけないのか、それとも自分たちで考えて自分たちのやり方で大勢の方に利用していただくという方向もあるのか。今までもビジターセンターと所管課はどういう関わりを持ってきたのか。

**【農村振興課桐木課長】**

ビジターセンターについては、指定管理制度の中でNPOから出る事業計画に基づいて、市も一緒になって誘客活動の案を出し合ったりするなどしてきた。具体的には修繕の作業などが多くなるが、今までNPOだけに任せていたということではなく誘客事業、ビオトープを活用した各種事業を通じてお客さんを呼び込むといった取組み

はやってきている。

また31年度末で、普通財産化するので用途を廃止する③の「1 ビジターセンターの観光施設としての利用促進」は皆さんと一緒に考えていく。地域協議会の皆さんと観光促進に向かってこう使っていけばいいじゃないかという話になれば、普通財産化された後でも観光の目的に沿った形を農村振興課だけではなく市全体でどうやっていくかを協議して行きたい。

#### 【井部会長】

いずれにしろ頸城村当時から目的はあるけれども色を付けないで利用して行こうよということで来たと思う。

平成31年に予算化して事業に取り組むもの、予算化されていてその事業の発注形態を変えて事業に取り組むもの、今後地域協議会と協議をしながら提案の実現に向けて取り組んで行くものと3つに分かれるだろう。

この提案事業は意見書と違って関係部署と協議連携をするということだから、提案した内容について、まだ③は残っているわけでありこれからも協議をしていく。

早急に事業主体を立ち上げてその方向でこれから進んでいくべきだろうと思うが、質疑応答がなければ事業主体についての協議をしてきた経過について、事務局から説明をしてもらいたい。

事務局は、元気の出る事業の具体化をしていくための事業主体の選定についてどう考えているか。

#### 【石野次長】

元気事業を検討してきた中で地元の受け皿として出されてきた頸城区観光協会の事務局、明治地区振興会の事務局と各町内会長、頸城土地改良区、NPO法人くびき里山学校と地域協議会の地元の委員を含め、人数的に言うと25人ぐらいで構成してはいかがか。

事務局案は、来年度の予算執行の部分も迫っているので、できれば3月中に立ち上げが必要なのではないかと考える。

#### 【上村委員】

今回答があった①、②、③番全てがそのスタッフで枠組みをしてこれから進もうという案なのか。

**【石野次長】**

事務局の案としては、①、②、③番全部含めた形で体制作りが必要ではないかと考える。

**【井部会長】**

受け皿、事業主体として地域協議会は実施母体ではないから、そういう面では地元  
に主体を作る。これから協議をしていくことになるので、検討結果の情報提供は地域  
協議会にきちんと出してもらおうということになる。

市の方も提案をしているが、実際に提案事業をやっているのは頸城だけ。1回目も  
頸城、2回目も頸城なので、論議をすともう少しマニュアルを検討して詰めなけれ  
ばならないことがたくさんあるが、そのへんも含めて何かあるか。

**【自治・地域振興課佐藤課長】**

頸城区の皆さんは、これまでこの件も含めて2回元気事業を検討していただいたの  
で、この間の議論も含めて10ページでまとめている大まかな考え方がるので、初  
めて議論する協議会の中でもわかるように少し整理をさせていただいて全ての協議  
会にお示しできればと思う。

**【上村委員】**

このマニュアルに沿って10月19日に出しているが2月15日まで文書が出て  
こなかった。主管課の内部でどう結論を出したらいいのかというマニュアルがあるの  
か。

**【自治・地域振興課佐藤課長】**

これまでの議論を踏まえて、他の協議会で参考となるようなポイントの整理をする  
という話をさせていただいた。ここをよく見ていただくと全ての所で市は関わってい  
くので、決して協議会の皆さんが単独で地域に接触するわけではない。

これまでの議論の熱というものは、やはり協議会の皆さんが地域の皆さんにお伝え  
するというのが分かりやすいことだと思うし、市も一緒になって関わっていくことを  
考えている。

**【井部会長】**

いずれにしろこのマニュアルに沿った事業主体の設定と平行にやってこななければ  
いけなかったということだと思う。その協議が少し遅れたことにもあったということ

でよいか。

他に質疑等を求める。

**【石野委員】**

今のメンバーに追加してもらいたいのは、今までも説明してきたとおり、「6 雁金城跡周辺の整備」、これについては10年ほど前から雁金保存会がメインでやってきている。メンバーではどうしてもやりきれない部分を市の予算でという話を提案させていただいた経過からすれば、是非とも雁金保存会の会長になるのか事務局が出られるか分からないが、メンバーに追加していただきたい。

**【西巻委員】**

地元というのはどれだけを考えているのか。

元々意見を集約したのは頸城区ということで意見集約をずっとしてきたので人数が多くなるかもしれないが、南川、大瀧地区の委員も入ってもらった方がいいのではないか。

**【笠原委員】**

他に商工会という民間の業者も当然絡んでこないと大きくなっていかない。今の民泊の拡大の政府の方向性もあるので商工会も入れてもらいたい。

**【船木委員】**

ビジターセンターを観光施設、宿泊施設にするとすると、宿泊業の資格が必要でメンバーの中でどなたが取られるのか。

**【井部会長】**

それはこれからの論議である。それは業者がどうということではなく、とりあえず今は指定管理をしている里やまが資格が取ってあるから、その後についてはこれからである。

**【橋立所長】**

地元委員として石野委員、西巻委員、上村委員、橋本委員を事務局で考えている。また3月中に立ち上げたいというのは4月から桜の木の伐採等々も早く進めていかなければならないということもあるので、ある程度の人数を絞っていくということも大事なことではないか。

**【井部会長】**

今出された意見も含めて事務局で協議をさせてもらうということでよいか。

**【全委員】**

異議なし。

**【井部会長】**

他に質疑等を求めるがなかったので協議事項を終了。

(自治・地域振興課佐藤課長、廣川係長、観光振興課新部室長、小暮主任、農村振興課桐木課長、内山係長、農林水産整備課保倉副課長、尾地係長、環境保全課井守副課長退室)

報告事項「南川保育園における3歳未満児保育の再開について（進捗報告）」に入る。

(保育課小山副課長、倉石係長、高橋主事入室)

**【保育課小山副課長】**

・挨拶

**【保育課高橋主事】**

・資料2について説明

**【井部会長】**

委員に質疑等を求める。

**【佐藤委員】**

工事云々に関しては特に異論はないが、現状と統合後の保育士、職員の人数配分について教えていただきたい。

**【保育課小山副課長】**

市の保育士については、0歳児から5歳児にそれぞれ年齢ごとに応じた保育士の配置基準があり、例えば0歳児であれば3人につき1人の保育士が配置される。5歳児であれば20人に1人という配置基準で市のどこの園についてもそういった配置基準で保育士を配置している。今回、くびきひよこ園と南川保育園が統合したとしても、それぞれの年齢ごとの配置のまま移転後も保育士を配置していくので、くびきひよこ園と南川保育園合わせて160人の園児の中で保育士を配置する。このため、保育の現場においては職員の数は変更なしである。

二つの園に園長職が1名ずつおり、園長は統合した時には1名の園長になり、保育

園士がそれぞれ1名ずつおり、統合した時に園士は1名になる。

調理員に関してもそれぞれ人数に応じて配置しているが、統合した時には必要な調理師を配置していくので、現状の保育と変わらない状況の中で32年の4月からも保育をやらせていただくということでご理解いただきたい。

**【佐藤委員】**

例えば3歳未満が5人だったら保育士は2人か。3人をオーバーしたら1人プラスとして考えればいいのか。

**【保育課小山副課長】**

そのとおりである。

**【井部会長】**

他に質疑等を求めるがなかったので報告事項を終了。

(保育課小山副課長、倉石係長、高橋主事退室)

その他「平成31年度頸城区地域活動支援事業の採択方針について」に入る。

**【古川主任】**

- ・資料3について説明

**【井部会長】**

- ・委員に質疑等を求めるがなし

**【石野次長】**

- ・第13回地域協議会：3月下旬

**【井部会長】**

- ・委員に質疑等を求めるがなし
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-530-2311（内線212）

E-mail：[kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。